

地域公共交通の維持・再生及び活性化に向けた「移動権」の確立と
財政支援制度の創設に関する緊急要望

広島県内においては、少子高齢化の進展、島しょ部を含む中山間地域等の過疎化などに加え、高速道路の割引料金制度の導入により、バスやフェリーを始めとした公共交通機関の利用者数の減少傾向に歯止めがかからず、公共交通サービスに対する地域のニーズに応えるには、自治体や交通事業者の努力のみでは、もはや限界に達している状況です。

こうした中、現在、国において、国民の移動に関する権利を明確にし、それを保障することなどを趣旨とした「交通基本法」の制定が検討されています。自治体としましても、すべての地域住民が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動する権利を保障するという立場から、危機的な地域公共交通の維持・再生と活性化のための施策を推進していく必要があると考えています。

しかしながら、それに当たっては、自治体のみならず、地域公共交通を担う交通事業者の負担増が懸念されております。

こうしたことから、移動する権利を国民の権利として実効性あるものにするためには、自治体や交通事業者に対する助成・支援に必要な財源を国が確保することが不可欠です。

つきましては、国の責任において、地域公共交通の維持・再生及び活性化に向けた「移動権」を確立するとともに、新たな財政支援制度を創設されるよう強く要望いたします。

平成 22 年 8 月 20 日

広島県市長会

会長 五 藤 康 之

広島県町村会

会長 吉 田 隆 行